

バリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額措置要項

一定の個人が、新築後10年以上を経過した家屋に対して、平成28年4月1日から**令和13年3月31日まで**に一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、該当家屋の固定資産税が翌年度分から減額されます。

1 減額の対象となる家屋の要件

- (1) 新築された日から10年以上が経過した住宅であること（賃貸住宅を除く）
- (2) 店舗等併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること
- (3) 次のいずれかに該当する減税申請者が、居住している住宅であること
 - ① **65歳以上の方**（工事完了日の翌年の1月1日時点の年齢）
 - ② 要介護認定又は要支援認定を受けられている方
 - ③ 障害のある方（地方税法施行令第7条の規定に定める下記の障害者）
 - ア 知的障害者福祉法の規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医により知的障害者と判定された者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳を有している者
 - ウ 身体障害者手帳を有している者
 - エ 戦傷病者手帳を有している者
 - オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - カ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
（6か月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態）

2 対象となる改修工事の要件

- (1) 平成28年4月1日から**令和13年3月31日まで**にバリアフリー改修工事が完了していること
- (2) 工事に要した費用から補助金等（居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費も含む）を差し引いた額が、**1戸当たり50万円（税込）を超えていること**
- (3) 改修後の床面積が登記簿表示上で**40㎡以上240㎡以下**であること
- (4) 次のいずれかの改修工事を行っていること

- ① 介助用の車いすで、容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- ② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良により、その勾配を緩和する工事
- ③ 浴室の改良工事
【対象工事例】
 - ・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ・浴槽を、またぎ高さの低いものに取り替える工事 等
- ④ 便所の改良工事
【対象工事例】
 - ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 等
- ⑤ 手すりの取付け工事
（工事対象：便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関、これらを結ぶ経路）
- ⑥ 床の段差の解消工事
（工事対象：便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関、これらを結ぶ経路）

- | |
|--|
| <p>⑦ 出入口の戸を改良する工事
【対象工事例】
・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 等</p> <p>⑧ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
(工事対象：便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関、これらを結ぶ経路)
※上記に記載の一定のバリアフリー改修工事のみが対象となります。</p> |
|--|

3 減額される割合や適用される期間について

(1) 減額適用期間

バリアフリー改修工事が完了した翌年度分（1年度のみ）

(2) 減額の内容

改修した住宅の床面積（100㎡までを限度とする）に応じて、その住宅の固定資産税が3分の1減額されます。

(※) 土地及び都市計画税は減額されません。

4 申告手続及び必要書類

工事完了日から3か月以内に、次の書類又はその写し等を第6項に記載の提出先に提出願います。

(1) バリアフリー改修住宅に係る固定資産税減額申告書

(※) 申告書様式は税務課窓口又はホームページにあります。

(2) 工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書

(バリアフリー改修工事に要した費用が50万円を超えるもの)

(3) 改修箇所が確認できる図面及び写真

(※) 改修前と改修後が明確に確認できるもの

(4) 居住者が減額適用の対象者であることを証明する書類

(※) 例：介護保険の被保険者証の写し、身体障害者手帳 等

(5) 補助金等の交付決定及び当該金額が確認できる書類（補助金を受けている場合）

(6) 人生いきいき住宅助成事業決定通知書（当該助成を受けている場合、加東市高齢介護課で発行されます。）

5 その他

- ・減額措置は、1棟の住宅に対して一度限りの適用となります。
- ・耐震改修工事又は省エネ改修工事（長期優良住宅に該当することとなった場合のみ）の減額措置を受けている期間中は適用されません。

6 申告書類の提出先及び問合せ先

改修工事完了後、3か月以内に必要な書類を添えて、加東市総務財政部税務課へ申告書を提出して下さい。

〒673-1493 兵庫県加東市社50 加東市総務財政部税務課 資産税係 電話 0795-42-3301 (内線) 113
--